

呉市空き家冊子製作事業者募集要項

1 目的

本市における空き家の適正管理や利活用を促進するため、相談窓口や制度を体系的にまとめたガイドブックを作成する。本事業は、掲載する広告収入により制作費用を賄うことで、市としての財政支出を伴わずに実施する。

2 業務の概要

別紙「呉市空き家冊子製作仕様書」のとおり。

3 応募資格

次の各項のいずれにも該当すること。

- (1) 呉市又は主たる事業所を置く市町村における税について滞納がないこと。
- (2) 「民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の決定を受けた事業者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の決定を受けた事業者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の決定を受けた事業者その他これらに準ずる事業者等」でないこと。

4 提出書類

- (1) 呉市空き家冊子製作申込書（様式 1）
- (2) 提案書 7 部（次の各項目を掲載したもの。順序や様式は問わない。ページ見本については、別綴でも可。）
 - ア 発行予定ページ数（総ページ数）
 - イ ページ見本（掲載予定の情報案や広告のレイアウト案：カラー）
 - ウ 製作スケジュール
 - エ 事業者の組織概要や実績（発行物）
 - オ その他（セールスポイントなど提案に必要と思われるもの。）
- (3) 他都市での実績がある場合、その見本 7 部
- (4) 商業登記簿の写し（履歴事項全部証明）
- (5) 応募する法人の呉市又は事業所を置く市町村における税の滞納のない証明書

5 応募方法

(1) 応募締切

令和8年10月23日（金） 17時

(2) 提出場所

〒737-8501

呉市中央4丁目1番6号（本庁5階）

呉市役所 都市部 住宅政策課

(3) 提出方法

持参又は郵送（ファクスやメールによる提出は受理しません。）

【持参の場合】

土曜・日曜日及び祝日等の閉庁日を除く8時30分から17時まで。

【郵送の場合】

一般書留, 簡易書留又は配布記録郵便のいずれかの方法によってください。
（締切期日を過ぎての到着は、失格となります。）。

6 事業者選定審査

提出された書類に基づいて総合的に評価し、一事業者を選定します。

※審査の経緯は公表しません。

7 事業者選定結果

結果は11月27日（金）までに、各申し込み事業者に連絡します。

※審査結果に対しての異議申し立ては受け付けません。

8 問い合わせ

呉市役所 都市部 住宅政策課

TEL 0823-25-3514

FAX 0823-24-6831

E-mail zyutaku@city.kure.lg.jp